

更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて
正当な理由があると認められるものがある場合　その正当な理由があると認められる事実に基づく税
額

一 第一項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について期限内申告書の提出によ
り納付すべき税額を減少させる更正その他これに類するものとして政令で定める更正（更正の請求に
基づく更正を除く。）があつた場合　当該期限内申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含
む。）に達するまでの税額

第六十五条第五項中「があつた場合において、その提出」を削り、「でない」の下に「場合において、
その申告に係る国税についての調査に係る第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納税義務者に対する
調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第六項において「調査通知」とい
う。）がある前に行われたものである」を加える。

第六十六条第一項中「割合」の下に「（期限後申告書又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係
る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきこと）を予知してされ

たものでないときは、百分の十の割合)」を加え、同条第二項中「場合」の下に「(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、「前条第四項」の下に「(第一号に係る部分に限る。以下この項及び第五項において同じ。)」を加え、「同項」を「同条第四項」に改め、同条第六項中「前項の規定に該当する期限後申告書の提出があつた場合において、その提出が」を「期限後申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について第二十五条の規定による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、」に改め、「当該期限後申告書の提出が」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「があつた場合において、その提出」を削り、「でない」の下に「場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものである」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定に該当する場合 (同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことによ

り当該国税について更正又は決定があるべき」とを予知してされたものでない場合を除く。)において、その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税(期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。)又は重加算税(第六十八条第四項(重加算税)において「無申告加算税等」という。)を課されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これららの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第六十八条第一項中「同条第五項の規定の適用がある」を「修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「又は同条第五項若しくは第六項」を「若しくは同条第七項」に改め、「ある場合」の下に「又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査

があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十三条第一項第二号中「又は第二項（申告納税方式による国税の）」を「第一項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）〔に、「規定によるもの」を「重加算税」に改め、同項第四号中「繰上差押」を「差押えの要件」に改める。

第七十四条の二第一項第三号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 消費税法第五十七条の五第一号若しくは第二号（適格請求書類似書類等の交付の禁止）に掲げる書類を他の者に交付したと認められる者又は同条第三号に掲げる電磁的記録を他の者に提供したと認められる者

第七十四条の二第三項中「第一項第三号口」を「第一項第三号ハ」に改める。

第八十五条第一項中「関する処分〔〕」を「関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）」を除く。」又は「第六十八条第三項」の下に「又は第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、「規定による重加算税」を「重加算税」に、「及び第二号に係るものを除く。」及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。」を「若しくは第二号に係るもの〔に、「同じ」を「單に「処分」という」に改める。

第一百二十三条の二第一項中「[第一百二十四条第三項]」を「[第一百二十四条第三項第一号]」に、「にあつて」を「にあつて」に改める。

第一百二十四条第一項中「の書類」の下に「（以下この条において「税務書類」という。）」を加え、「当該書類」を「当該税務書類」に改め、「その氏名及び住所又は居所」の下に「とし、税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調書を除く。）として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。」を加え、同条第二項中「前項に規定する書類」を「税務書類」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、同項各号中「当該書類」を「当該税務書類」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 番号 個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。

二 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。

(国税徴収法の一部改正)

第七条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号中「保全差押の金額の通知」を「保全差押え」に、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改め、同項第七号中「次号及び第九号」を「この項」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第九条の二」を「第九条の三」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人（以下この号において「分割法人」という。）に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の国税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の国税通則法第九条の二（法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務）に規定する連帯して納付する義務に係る国税（当該判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）当該判決が確定した日

第三十六条中「次条及び第三十八条（事業を譲り受けた特殊関係者の第一次納税義務）」を「及び次条」に改める。

第三十八条中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」を「被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社をいい、」に改め、「（以下「親族その他の特殊関係者」という。）」及び「同一とみられる場所において」を削り、「（取得財産を含む。）を限度として」を「の価額の限度において」に改める。

第三十九条中「の特殊関係者」を「滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第一百四十二条第二項第二号（搜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）」に改める。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正）第八条　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

　　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第二条—第四十三条）

第三章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第四十四条—第四十六条）

附則

第一章 総則

第三条中「法律」を「章の規定」に改め、同条を第四十六条とする。

第二条中「以下」を「以下この条において」に改め、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同条を第四十五条とする。

第一条中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「居住者（以下」を「居住者（次条において」に改め、「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「内国法人（以下」を「内国法人（次条において」に改め、「事業（以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「。以下」を「。次条において」に改

め、同条を第四十四条とし、同条の前に次の一条、一章及び章名を加える。

(趣旨)

第一条 この法律は、外国との相互主義に基づき、当該外国との間の一重課税を排除する等のため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税関係法律及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例等を定めるものとする。

第二章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等

(定義)

第一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

三 外国居住者等 外国（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第一号に規定する租税条約の同条第三号に規定する相手国等以外の外国であつて、その法令により課される所得税又は法人税に相当する税に関する次条、第

六条、第七条第一項から第六項まで及び第二十三項、第十一條第一項から第五項まで、第十四条第一項、第十五条（第十一項から第十八項まで、第二十五項、第二十八項、第二十九項及び第三十二項を除く。）、第十八条第一項から第四項まで、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第四項まで、第二十二条第一項及び第二項（第二十五条において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項から第三項まで、第二十六条第一項から第四項まで、第二十八条第一項、第三十二条第一項並びに第三十三条第一項の規定による所得税又は法人税に関する課税上の取扱いと同等の取扱いが行われ、かつ、その法令により課される租税に関する情報に関する課税上の取扱いが行われる取扱いと同等の取扱いが行われ、かかる取扱いが行われる外国として政令で指定するものに限る。以下この章において同じ。）に住所を有する個人、当該外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はこれらに準ずる者で、政令で定めるもの（当該外国の権限のある機関を含む。）をいう。

四 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第五号に規定する居住者又は非居住者をいう。

五 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法第二条第三号又は第四号に規定する内国法人又は外国法

人をいい、それぞれ同条第八号に規定する人格のない社団等（第七条第三項において「人格のない社団等」という。）で、国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

六 国内事業所等 次に掲げるものをいう。

イ 外国居住者等の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの
ロ 外国居住者等の国内にある建設、据付け若しくは組立ての工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所として政令で定めるもの

ハ 外国居住者等の国内にある役務の提供を行う場所として政令で定めるもの

ニ 外国居住者等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者で政令で定めるもの

七 恒久的施設 所得税法第二条第一項第八号の四又は法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

八 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

九 國際運輸業 國際航路又は國際航空路における船舶又は航空機の運航の事業をいう。

(双方居住者の取扱い)

第三条 居住者（外国に住所を有する個人又はこれに準ずる者で、政令で定めるものに限る。以下この条において「双方居住者」という。）で次に掲げる場合のいずれかに該当するものは、所得税法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。以下この章において同じ。）又は事業税に係る部分に限る。）及びこの章の規定を適用する。

一 当該双方居住者の使用する恒久的な住居が国内又は当該外国のうち当該外国のみに所在する場合
二 当該双方居住者の使用する恒久的な住居が国内及び当該外国に所在し、かつ、国内又は当該外国のうち当該外国と当該双方居住者により密接な人的及び経済的関係がある場合

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、当該双方居住者の有する常用の住居が国内又は当該外国のうち当該外国のみに所在するとき。

イ 当該双方居住者の使用する恒久的な住居が国内及び当該外国に所在する場合において、国内及び

当該外国と当該双方居住者に人的及び経済的関係があるとき（国内又は当該外国のいずれかと当該

双方居住者により密接な人的及び経済的関係がある場合を除く。）、又は国内及び当該外国と当該双方居住者に人的及び経済的関係がないとき。

口 当該双方居住者の使用する恒久的な住居が国内及び当該外国に所在しない場合

四 次に掲げる場合に該当する場合において、当該双方居住者（戸籍にある者を除く。）が当該外国の権限のある機関から旅券の発給を受けることができるものであるとき。

イ 前号イ又は口に掲げる場合のいずれかに該当する場合

口 当該双方居住者の有する常用の住居が国内及び当該外国に所在し、又は国内及び当該外国に所在しない場合

2 双方居住者が前項各号に掲げる場合に該当しない場合における当該双方居住者の支払を受ける第二十

六条第一項第一号に定める所得、同条第二項第一号に定める所得及び同条第三項第一号に定める年金、

第二十七条第一項各号に定める所得及び同条第三項各号に定める所得並びに第二十八条第一項各号に定める給付については、第二十六条から第二十八条までの規定は、適用しない。

（法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用）

第四条 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（第九条、第十三条、第十七条及び第四十一条を除く。）の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を前条、次条から第八条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで、第三十条から第三十一条まで、第三十七条、第四十条、第四十二条及び第四十三条において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、第一項の規定を次条から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(相互主義)

第五条 この章（この条及び第四十一条を除く。）の規定は、次の各号のいずれかに該當しない場合には、適用しない。

一 居住者又は内国法人の所得（この章（第一条から次条まで、第七条第七項から第二十二項まで及び第二十四項、第八条から第十条まで、第十二条第六項から第十三項まで、第十二条から第十四条まで、第十五条第一項から第十八項まで、第二十五項から第三十項まで及び第三十二項、第十六条、第十七条、第十八条第三項から第六項まで、第十九条第六項及び第七項、第二十条第五項、第二十一項、第二十二条第二項から第五項まで、第二十三条第四項、第二十四条、第二十六条第四項及び第五項、第二十七条、第二十八条第二項並びに第二十九条から第四十三条までを除く。）の規定（以下この章において「所得税等の非課税等に関する規定」という。）により外国居住者等に対して所得税又は法人税を輕減し、又は課さないこととされる所得税等の非課税等に関する規定に規定する国内源泉所得（以下この号において「対象国内源泉所得」という。）に相当するものに限る。）で当該外国居

住者等に係る外国の法令により当該外国において生じたものとされるものについて、当該外国において、所得税等の非課税等に関する規定により当該外国居住者等の対象国内源泉所得に対し所得税又は法人税を軽減し、又は課さないこととされる条件と同等又は有利な条件により所得税又は法人税に相当する税が軽減され、又は免除されること。

二 内国法人と当該内国法人に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第一項に規定する国外関連者（外国居住者等に該当するものに限る。以下この号において「特定国外関連者」という。）との間の取引につき同項の規定の適用がある場合において、当該特定国外関連者に係る外国の租税に関する権限のある機関が第十四条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したとしたならば、当該外国において当該取引に係る同法第六十六条の四第一項に規定する独立企業間価格に相当する金額を当該取引の対価の額として当該特定国外関連者に係る当該外国の租税の課税標準又は欠損の金額が計算されること。

三 外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法令に基づき更正（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この章（第三十四条及び第

三十八条を除く。)において同じ。)に相当する処分を行うことができる期間を経過した後に第三十二条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したとしたならば、当該期間の経過にかかわらず、当該外国において更正(納付すべき税額を減少させる更正又は同法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額に相当する金額で同条第九号に規定する課税期間に相当する期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるものとする更正に限る。)に相当する処分が行われること。

四 外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法令に基づき当該外国の租税(所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収の方法に類する方法により課されるものに限る。以下この号において同じ。)に関する国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等に相当するものに係る当該外国の租税に関する権限のある機関に対する請求権が時効により消滅した後に第三十三条第一項の確認に係る事実に相当する事実を確認したとしたならば、当該請求権の時効の完成にかかわらず、当該外国において当該外国の租税として納付すべき税額に相当する額と当該外国の租税として納付された金額に相当する額との差額に相当する金額が還付され、又は支給されること。

(所得税又は法人税の非課税等の制限)

第六条 外国居住者等が有する所得税等の非課税等に関する規定に規定する国内源泉所得（当該所得税等の非課税等に関する規定により当該外国居住者等に対して所得税又は法人税を軽減し、又は課さないこととされるものに限る。以下この条において同じ。）に関し、当該外国居住者等又はその関係者による当該国内源泉所得の基団となる権利又は財産の設定又は移転その他の行為の主たる目的の一つが、当該所得税等の非課税等に関する規定の適用を受けることである場合には、当該所得税等の非課税等に関する規定は、適用しない。

(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)

第七条 外国居住者等が有する事業から生ずる所得（所得税等の非課税等に関する規定を除く。）の適用があるものその他政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）で次に掲げるものに該当するもののうち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税を課さない。

一 所得税法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（国内事業所等に該当する恒久的施設以

外の恒久的施設に帰せられるべきものに限り、人的役務の提供に対する報酬を除く。)

二 所得税法第一百六十二条第一項第二号に掲げる国内源泉所得（同項第一号、第三号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに国内事業所等に帰せられるものを除く。）

三 所得税法第一百六十一条第一項第六号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するもの及び国内事業所等に帰せられるものを除く。）

四 所得税法第一百六十一条第一項第七号（船舶又は航空機の貸付けによる対価に係る部分に限る。）に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するもの及び国内事業所等に帰せられるものを除く。）

五 所得税法第一百六十一条第一項第八号から第十号まで、第十一号（使用料に係る部分に限る。）及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するもの及び国内事業所等に帰せられるものを除く。）

2 外国法人である外国居住者等が有する事業から生ずる所得で次に掲げるものに該当するもののうち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるも